

各地方整備局  
企画部長 殿  
北海道開発局  
事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課長  
(公印省略)

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

|                                                 |
|-------------------------------------------------|
| $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ |
|-------------------------------------------------|

## 2. 対象工事等

### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

### (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

## 3. 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| $\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ |
|-----------------------------------------------------------|

※ 補正係数：1.2

### (2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

## 4. 適用

本通達は、2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に入札書提出期限が設定される工事から試行を適用する。

なお、2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に入札書提出期限が設定された既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。